

緊急通報装置のご案内

窓口用 R6.4

1 対象となる方

松本市内に居住するひとり暮らしの方で、次のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上の高齢者
 - ② 身体障害者（1級、2級）
 - ③ 心疾患、高血圧症、ぜんそく等の方（1級、2級）
- 以上のほか、寝たきり老人夫婦等

※ 同一敷地あるいは隣接敷地に親族がいる場合は、原則対象外です。

2 サービス内容

(1) 緊急ボタン（通報装置本体）

- ・ ボタンを押すとガードセンターにつながり、警備員が利用者宅へ向かいます。警備員の車にはAEDを搭載しています。
- ・ 緊急搬送が必要な場合は、直ちに広域消防局へ連絡します。

(2) 緊急ペンダント

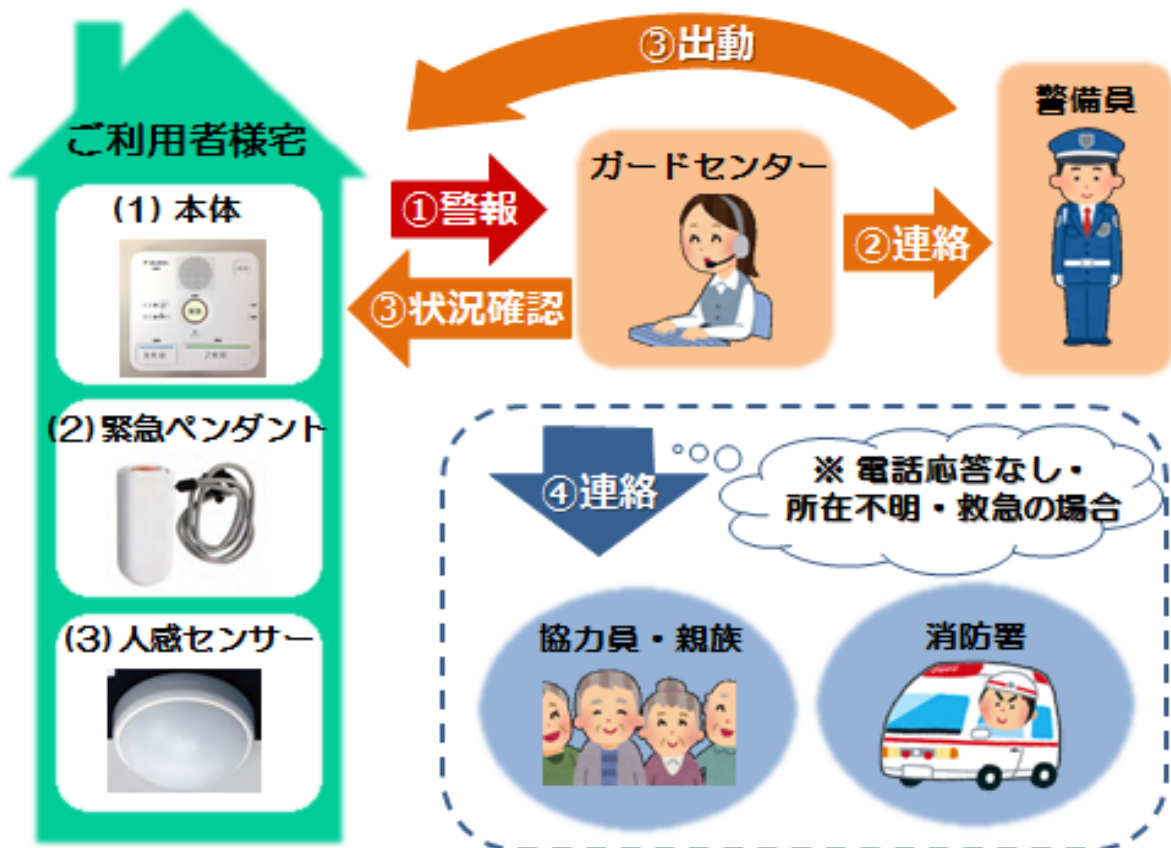
利用者宅内で使用することのできる、携帯可能な緊急ペンダントです。

(3) 人感センサー

室内に設置し、24時間利用者の動きを感知しない場合は自動的にガードセンターに通報します。

(4) 健康相談

「相談ボタン」を押すと、健康や介護に関する相談をすることができます。



3 利用機種（通報装置本体）について

利用可能な機種は次の2機種となります。利用者宅の固定電話回線の有無により機種を決定しますので、機種を選択することはできません。

(1) 固定電話回線利用型機種

- ・有線の固定電話に接続して利用する機種です。電話回線の種類によっては利用できない場合があります。(au・Softbank等の無線回線は不可)

(2) LTE回線搭載型機種

- ・通報装置本体に搭載されているLTE回線を利用する機種です。固定電話回線を持たない方もご利用できます。ただし、固定電話回線を設置していない又は固定電話回線利用型機種に対応していない電話回線を設置している場合に限り利用できます。また、回線の接続状況により利用できない場合があります。

4 利用のための条件

- ・緊急の場合、申請者宅に安否確認や救助が可能な協力員を原則として3名確保すること
- ・救急搬送後の対応等、必要な措置をとることが可能な親族2名を連絡先として原則確保すること
- ・合鍵を警備会社に預けること
警備員が利用者宅に入る際に必要になります。また、救急車で搬送された際は、警備員が自宅の戸締りをします。
- ・賃貸住宅の場合、機器の設置に関する家主の設置の承諾を得ること
公営住宅の場合は、設置許可を受けてください。
- ・所得等に対する松本市の調査に同意できること
利用料の算定のため、調査を行います。調査は申請時と毎年7月頃に行います。

5 委託業者

総合警備保障(株) (アルソック)

6 利用料

利用料は利用機種により異なります。

口座振替（毎月15日振替）により利用料をお支払いいただきます。

- | | | |
|-----------------|----|--------|
| (1) 固定電話回線利用型機種 | 月額 | 600円 |
| (2) LTE回線搭載型機種 | 月額 | 1,200円 |

- ※ 低所得者（生活保護を受給している方、老齢福祉年金を受給している方で世帯全員が住民税非課税の方、世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方）は利用料が免除になります。

7 申請方法

① 申請に必要な書類（高齢福祉課にあります。）

※申請から利用開始まで1～2か月ほどお時間をいただいております。

- ・申請書 1部
- ・利用契約書 2部（1部はご本人様控えになります）
- ・所得等に対する松本市の調査に関する承諾書 1部

② 申請できる方 対象者、親族、ケアマネジャー、民生委員（代筆可）

8 注意事項

- ・電話回線の切替や新設、合鍵の作製等の費用は利用者にてご負担をお願いします。
- ・モデムやルーター等を使用している回線では、停電時に通報することができません。
- ・緊急ボタンを押した場合、ガードセンターから「協力員1」、「協力員2」、「協力員3」、「親族1」及び「親族2」の順に連絡が入ります。申請する前に、利用者から協力員等に対して緊急通報装置を利用することについて説明を行ってください。
- ・契約締結後であっても装置を設置する環境が整わない場合、サービスの範囲を超えた要請がある場合、機器を正しくご利用いただけない場合及びサービスの趣旨に反する使用をした場合等は契約を解除させていただく場合があります。
- ・警備員は介護職員ではないため、利用者の看護や身体介護を行うことはできません。
- ・通報ボタンを使わず電話で警備員の出動要請をした場合は、別途料金が発生します。
- ・工事に先立ち、警備会社が利用者宅に下見に行きます。その際に、人感センサーの取り付け位置の確認や利用者宅の平面図の作成のため、各お部屋を見たり写真を撮ったりしますので、ご了承ください。
- ・緊急ペダントは自宅外で使用することはできません。
- ・人感センサーは監視カメラではありませんので、姿は映りません。多くの場合、トイレの入り口の手前の天井に設置します。
- ・緊急ペダントの紛失にご注意ください。解約時にご返却いただけない場合は、実費をお支払いいただきます。また、緊急通報装置本体等が破損した場合も同様です。
- ・正当な理由なく3カ月間利用料金を支払わないときは契約の解除となります。
- ・老人ホーム、病院その他社会福祉施設等に入所又は入院し、その期間が長期間（原則として3か月とする。）となったときは利用の停止手続きをしていただきます。
- ・装置の設置の際に住宅の壁に開くネジ穴等の撤去時における原状回復に必要な経費は、利用者にてご負担をお願いします。

【お問い合わせ】

松本市役所 高齢福祉課 福祉担当

TEL：0263-34-3492

FAX：0263-34-3026